

香川県条例第3号

香川県妊婦健康診査臨時特例基金条例

(設置)

第1条 母性の健康の保持及び増進を図り、安心して妊娠及び出産ができるよう、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき市町が実施する妊婦に対する健康診査の拡充を図るため、香川県妊婦健康診査臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。